Airソーラー区市町村導入支援事業実施要綱

（制定）令和８年７月24日付８環気計第471号

第１　目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が掲げる「2035年におけるAirソーラー都内導入目標約１GW」の達成に向け、都内の区市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「区市町村等」という。）によるAirソーラーの設置を促進することで、Airソーラーの設置事例の蓄積及び量産体制の構築を目指す「Airソーラー区市町村導入支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第２　概要

都は、自ら又は発電事業者（再生可能エネルギー発電設備による発電を行う事業者をいう。以下同じ。）と連携し、Airソーラーを用いた太陽光発電システムを新たに都内に設置する区市町村等に対し、当該設置に要する経費を助成する。

第３　用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

１　「Airソーラー」　ペロブスカイト結晶構造を用いた太陽電池モジュールをいう。

２　「FIT」　固定価格買取制度をいう。

３　「FIP」　フィードイン・プレミアム（Feed-in Premium）制度をいう。

第４　助成対象事業

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別に定める期間中に実施する事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）次に掲げる要件を全て満たすAirソーラーを用いた太陽光発電システムを都内に新たに設置（発電事業者が設置する場合を含む。）し、当該設備から得られた電気を活用する事業であること。

ア　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）において、一般社団法人環境技術普及促進協会が委託した性能評価機関の評価を受け、性能要件を満たしたことが確認されたフィルム型のAirソーラーであること。又は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う「グリーンイノベーション基金事業」における「次世代型太陽電池の開発プロジェクト」において採択決定されている事業者が制作したAirソーラーであること。

イ　設置する太陽光発電システムが未使用品であること。

ウ　区市町村等が所有又は管理する、災害時に住民が避難するための避難施設に設置するものであること。

（２）設備の導入に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23

年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し、資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（最新版）に定める遵守事項等を準拠し、適切な事業実施のために必要な措置を講ずるものであること。

（3）事業内容や発電量等について情報提供が可能であり、当該情報が対外的に公表されることに同意すること。

なお、公表される情報については、事前に都と協議を行うこととする。

（4）助成対象事業の実施内容に関する情報発信を都と連携して行うこと。

（5）FIT及びFIPを活用しないこと。

（6）設計・施工にあたっては、「フレキシブル太陽電池を利用した太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン」等のガイドラインに沿って実施すること。

（7）系統に接続される場合、IoT製品のセキュリティ対策として、IP通信機能を有する機器のうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(JC-STAR)の取得対象となる機器については、JC-STAR適合ラベル取得製品（★1以上）を使用すること。

第５　助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）助成対象事業者は、区市町村等又は区市町村等と共同して助成対象事業を実施する発電事業者とする。

（2）次のいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

イ　暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ　法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

エ　税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

第６　助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費（区市町村等と共同して助成対象事業を実施する発電事業者については、消費税及び地方消費税を除く。）のうち、次に掲げるものとする。

なお、助成対象経費について、国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受ける場合にあっては、あらかじめこれらを控除した額を助成対象経費とする。

（1）調査・設計費

（２）設備費
（３）工事費

第７　助成金額

１　助成金の交付額は、都の予算の範囲内とし、助成対象経費に４分の３を乗じて得た額と、モジュールの発電出力の合計（小数点以下第３位を切り捨てる。）にモジュールの発電出力１kW当たり6,750,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、一の助成対象事業につき、30,000,000円を上限額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　島しょ地域への設置の場合又は高所への設置等の通常の施工方法によることが困難な場合であって、前項の上限額の範囲内では事業の実施ができないと都が認めるときは、事業実施に必要な最小限度の額に限り、当該上限額を超えて交付することができる。

第８　実施体制

１　都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

２　公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社が別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

３　都は、第１項の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の各号を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

（１）前項の基金を原資として、第４から第７までに規定する助成金の交付等を行うこと。

（２）助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言等を行うこと。

第９　実施期間

本事業の実施期間は、令和８年度及び令和９年度とする。このうち、助成金交付事務は次の各号のとおりとする。

（１）本事業の助成金の交付に係る申請の受付は、令和８年度に行う。

（２）本事業の助成金の交付は、令和８年度及び令和９年度に行う。

第10　その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和８年７月24日付　８環気計第471号）

この要綱は、令和８年７月24日から施行する。